

## 渡良瀬遊水地のルールとマナー遵守について

渡良瀬遊水地の利用者の増加に伴い、自転車と歩行者間のトラブルが多く発生し、管轄する国土交通省の河川事務所では、徐行の看板を設置したそうですが、一部にマナーの良くない自転車利用者がいるようです。

実業団の選手、関係者の方々におかれましても、渡良瀬遊水地スポーツ利用者等連絡協議会策定の「**渡良瀬遊水地利用ルール&マナー**」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo00146.html>)

をご確認いただき、遵守いただきますようお願いいたします。

---

### 「一般利用のルール」（大会を除く）※自転車走行の部分のみ一部抜粋

#### 第6条（陸上利用について）

1. 自転車、ランニング、インラインスケート、ローラースケート等で貯水池内道路を走行する際は「反時計回り（左回り）」とし、左側通行を心掛ける。
2. 自転車、インラインスケート、ローラースケート等で渡良瀬遊水地内を走行する際は、常に歩行者等、他の通行者に注意し、すれ違いや追い越しの際には、急な飛び出しにも即座に対応できる速度で走行する。
3. 競技用自転車で走行する場合は、徐行エリア及び交差点部を最徐行する。また、集団走行をする場合は、事前申請し、許可を得なければならない。

※上記はごく一部の抜粋です。協議会サイト（上記記載）で、全文をご確認ください。

---

また、大会当日も、一般利用者に使用エリアを告知し、通行や利用にご理解をお願いして、レースを開催していることを、念頭において行動してください。また、ゴミは持ち帰り、他の利用者及び近隣住民の迷惑になるような行動は慎んでいただくよう、重ねてお願いいたします。

JBCF 事務局